



茨城県報 第 2977 号

平成30年3月8日

木曜日

目 次

規 則	ページ
●知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則 (人事課)	2
●茨城県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 (医療人材課)	3
●茨城県地域医療医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 (医療人材課)	3
(人 事 委 員 会)	
●職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則	4
告 示	
●青少年に有益な興行の推奨 (女性青少年課)	5
●指定障害児通所支援事業者の指定 (3件) (障害福祉課)	5
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (4件) (障害福祉課)	6
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定更新 (障害福祉課)	7
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止 (障害福祉課)	7
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関 (育成医療・更正医療) の指定 (障害福祉課)	8
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (障害福祉課)	8
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関 (育成医療・更正医療) の指定更新 (障害福祉課)	8
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定更新 (障害福祉課)	9
●大規模小売店舗の変更の届出 (4件) (中小企業課)	9
●県営土地改良事業の工事の完了 (3件) (農村計画課)	13
●換地計画の決定 (2件) (農地整備課)	14
●道路の区域の変更 (道路維持課)	15
●道路の供用の開始 (7件) (道路維持課)	15
●建築士法第15条第3号の規定に基づき知事が定める受験資格の一部改正 (建築指導課)	17
(選 挙 管 理 委 員 会)	
●政治団体の収支に関する報告書の要旨の訂正	17

公 告

- 都市計画の図書の縦覧（5件）（都市計画課）……………18
 ●入札公告（事業推進課）……………19

（ 教 育 委 員 会 ）

- 公募型プロポーザル方式に関する公告……………22

規 程

（ 企 業 局 ）

- 茨城県企業局会計規程の一部を改正する規程……………24

規 則

茨城県規則第7号

知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

（知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正）

第1条 知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則（昭和38年茨城県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条第2項中「及び第7号から第9号まで」を「第7号及び第8号」に改め、「同条例第18条第1項中「助産師、看護師若しくは准看護師である職員（給与条例に定める教育職給料表（一）の適用を受ける職員を除く。）又はこれらに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員」とあるのは「施設寮母又は施設寮父」と」を削る。

別表第6を次のように改める。

別表第6 給料の調整額の適用区分表（第8条第1項関係）

勤務課所	技能労務職員	調整数
動物指導センター	飼い犬等の取扱いを行う作業員	1

（知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 知事及び労働委員会の事務部局に勤務する技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（平成18年規則第27号）の一部を次のように改正する。

付則第7項中「平成19年4月1日以後」を「平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間」に、「平成26年4月1日以後に新たに職員となり、同日」を「平成30年4月1日」に、「40歳」を「48歳」に改め、同項第1号中「から第4号まで」を削り、「平成19年4月1日」を「平成21年4月1日」に改め、同項第2号中「平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日」を「平成30年4月1日」に、「43歳」を「50歳」に改め、「（次号及び第4号に掲げる職員を除く。）」を削り、「平成19年4月1日から平成21年4月1日まで」を「平成21年4月1日」に改め、同項第3号及び第4号を削る。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

茨城県規則第8号

茨城県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県医師修学資金貸与条例施行規則（平成18年茨城県規則第79号）の一部を次のように改正する。

様式第6号第12条中「甲の指示するところによる」を「甲乙協議して定める」に改める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

茨城県規則第9号

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例施行規則（平成21年茨城県規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第4号（その1）第2条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同様式第11条中「甲の指示するところによる」を「甲乙協議して定める」に改める。

様式第4号（その2）第2条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同様式第11条中「甲の指示するところによる」を「甲乙協議して定める」に改める。

様式第20号中

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

大学の長

印

を

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

大学の長

印

に

留年期間中に地域医療医師修学資金の貸与を希望せず、進級後に地域医療医師修学資金の貸与を受けようとする場合は、右欄に○を記入し、以下にその理由を記入すること。

(理由)

改める。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

~~~~~  
(人 事 委 員 会)

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月8日

茨城県人事委員会委員長 足 立 勇 人

#### 茨城県人事委員会規則第2号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成18年茨城県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

付則第13項中「平成19年4月1日以後」を「平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間」に、「平成26年4月1日以後に新たに職員となり、同日」を「平成30年4月1日」に、「40歳」を「48歳」に改め、同項第1号中「から第4号まで」を削り、「平成19年4月1日」を「平成21年4月1日」に改め、同項第2号中「平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日」を「平成30年4月1日」に、「43歳」を「50歳」に改め、「(次号及び第4号に掲げる職員を除く。)」を削り、「平成19年4月1日から平成21年4月1日まで」を「平成21年4月1日」に改め、同項第3号及び第4号を削る。

付 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

~~~~~

告 示

茨城県告示第201号

茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第12条の規定により，青少年に有益な興行として次のとおり推奨する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

1 推奨番号	1
2 種類	映画
3 題名	棘の中にある奇跡～笠間の栗の木下家～
4 制作	有限会社ユウプロモーション
5 推奨年月日	平成30年3月8日
6 推奨理由	<p>本作品は，栗農家の「ばあちゃん」と，毎年収穫を手伝いに訪れる売れない女優，突然現れた謎の青年の三人の心の交流を，笠間市を舞台に描いている。</p> <p>三人での共同生活や地元の人々との触れ合いによって，生きることに迷ったり傷ついたりした若者が成長していく姿から，家族の絆や故郷のあたたかさ，夢に向かって生きることの意義を考えさせる作品であり，青少年の健全育成に有益である。</p>

茨城県告示第202号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき，次のとおり指定したので，同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0852200013	鹿嶋市総合福祉センター	鹿嶋市平井1350-45	鹿嶋市	鹿嶋市平井1187-1	平成30年3月1日	保育所等訪問支援

茨城県告示第203号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき，次のとおり指定したので，同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
0853400042	特定非営利活動法人だいがく北田気事業所	久慈郡大子町大字北田気666番地4	特定非営利活動法人だいがく	久慈郡大子町大字大子1635番地12	平成30年3月1日	放課後等デイサービス

茨城県告示第204号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0857300081	ドレミファソラ イズ FCつく ばみらい	つくばみらい市富 士見ヶ丘一丁目14 番地2カルデアI	株式会社ケア ウインド	つくばみらい市東 櫛戸872番7	平成30年 3月1日	放課後等デイ サービス

茨城県告示第205号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0810200808	アイディ日立	茨城県日立市久慈 町6丁目10番17号	株式会社A I D コーポレーショ ン	福島県東白川郡塙 町大字上渋井字安 久津98番1号	平成30年 3月1日	就労継続支援 A型

茨城県告示第206号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
0811100395	ヘルパーステー ション パル ヘー	茨城県常総市水海 道橋本町3653-1	合同会社まる しょう	茨城県常総市水海 道橋本町3653番地 1	平成30年 3月1日	居宅介護、 重度訪問介護

茨城県告示第207号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0812400273	K U K U R U	茨城県守谷市百 合ヶ丘3-2648- 8	合同会社K U K U R U	茨城県守谷市百合 丘三丁目2648番地 8	平成30年 3月1日	就労継続支援 A型

茨城県告示第208号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日	サービ スの 種 類
0811900414	就労支援事業所 きりの木	茨城県牛久市田宮 三丁目1番地18	特定非営利活動 法人おおぞら	茨城県牛久市田宮 三丁目1番地18	平成30年 3月1日	就労移行支援

茨城県告示第209号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指定更新 年月日	障害者支援施設の サービスの種類と 定員	
0812100071	障害者支援施設 オークス ヴィレッヂ	茨城県ひたちな か市佐和788- 13	社会福祉法人 オークス・ウェ ルフェア	茨城県ひたちな か市佐和788- 13	平成30年 3月1日	生活介護	50名
						施設入所 支援	50名

茨城県告示第210号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項に規定する廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	サービスの種類	廃 止 年月日
0811600121	茨城県立リハビリテー ションセンター	笠間市鯉淵6528-2	茨城県	短期入所 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援A型 施設入所支援	平成30年 3月31日

茨城県告示第211号

次の医療機関等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定をしたので告示する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

名称	所在地	担当する医療の種類	管理薬剤師の氏名	指 定年月日
クオール薬局日立北店	日立市小木津町962-3	薬局（調剤）	藪 下 和 樹	平成30年 3月1日
今川薬局つくば手代木店	つくば市手代木1927-8	薬局（調剤）	榊 原 義 廣	平成30年 3月1日
医療法人徳洲会 訪問看護ステーションはなもも	古河市鴻巣1121白楽ビル2F	指定訪問看護事業者等	—	平成30年 3月1日
訪問看護ステーション プラザマアム	土浦市板谷7-626-11	指定訪問看護事業者等	—	平成30年 3月1日

茨城県告示第212号

次の医療機関等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師（薬剤師）の氏名	指 定年月日
医療法人社団洋光会 協和ガーデンクリニック	北相馬郡利根町下井327-3	病院・診療所	齋 間 恵 樹	平成30年 3月1日
クオール薬局日立北店	日立市小木津町962-3	薬局（調剤）	藪 下 和 樹	平成30年 3月1日
薬局マツモトキヨシ たつのこまち龍ヶ崎モール店	龍ヶ崎市中里2-1-2	薬局（調剤）	柳 林 聡 史	平成30年 3月1日
みつわ薬局神栖土合店	神栖市土合本町2-9809-184	薬局（調剤）	松 本 孝 章	平成30年 3月1日
おりかさ薬局	日立市折笠町564-2	薬局（調剤）	檜 村 朗 久	平成30年 3月1日
訪問看護ステーション プラザマアム	守谷市ひがし野1-29-14	指定訪問看護事業者等	—	平成30年 3月1日

茨城県告示第213号

次の医療機関等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定更新をしたので告示する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師(管理薬剤師)の氏名	指定更新年月日
ふたば薬局	つくば市竹園 1-4-1	薬局(調剤)	須川 修	平成30年 6月1日

茨城県告示第214号

次の医療機関等について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定更新をしたので告示する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

名称	所在地	担当する医療の種類	主として担当する医師(薬剤師)の氏名	指定更新年月日
フォレストクリニック	つくば市東新井26-13-105	病院・診療所	有馬 讓	平成30年 6月5日
トレンドクリニック	水戸市千波町1989-1	病院・診療所	塙 研司	平成30年 7月1日
ホスピタル坂東	坂東市沓掛411	病院・診療所	田中 勝也	平成30年 7月1日
すばる調剤薬局守谷店	守谷市中央1-23-4	薬局(調剤)	小野 裕	平成30年 7月1日
あうら薬局	ひたちなか市稲田38-4	薬局(調剤)	小倉 誠司	平成30年 4月1日
有限会社このみ薬局	つくばみらい市板橋2102-1	薬局(調剤)	山田 木實	平成30年 4月1日
カワチ薬局つくば桜店	つくば市桜1-14-2	薬局(調剤)	佐々木 綾子	平成30年 4月1日
ヤックスドラッグ鹿嶋薬局	鹿嶋市厨3-10-1	薬局(調剤)	北村 直輝	平成30年 6月1日

茨城県告示第215号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

大和リース株式会社

代表取締役 森田 俊作

(2) 住所

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目 1 番 36 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ赤塚

水戸市河和田一丁目 1 番地 外

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 水戸市河和田一丁目 1 番地

(変更後) 水戸市河和田一丁目 1 番地 外

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

平成 29 年 3 月 1 日 外

(4) 変更する理由

ア 錯誤のため

イ 小売業者変更のため

3 届出年月日

平成 30 年 2 月 26 日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第 216 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から 4 月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成 30 年 3 月 8 日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

大和リース株式会社

代表取締役 森田 俊作

(2) 住所

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目 1 番 36 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ赤塚

水戸市河和田一丁目 1 番地 外

(2) 変更しようとする事項

- ア 荷さばき施設の位置
- イ 廃棄物等の保管施設の位置
- ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) C-1 午前2時～午後9時
 C-2 午前2時～午後9時
 C-3 午前2時～午後9時
 C-4 午前2時～午後9時
 C-5 午前2時～午後9時
 C-6 午前2時～午後9時

(変更後) C-1 午前0時～午後9時
 C-2 午前2時～午後9時
 C-3 午前2時～午後9時

(3) 変更の年月日

- ア, イ 平成30年10月27日
- ウ 平成30年2月27日

(4) 変更の理由

- ア 荷さばき施設C-3～6を統合するため
- イ テナントの区画変更のため
- ウ 荷さばき車両の運行計画変更のため

3 届出年月日

平成30年2月26日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第217号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 株式会社カスミ

代表取締役 石井 俊樹
 つくば市西大橋599番地1

(2) 大和リース株式会社

代表取締役 森田 俊作
 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアシティみらい平

つくばみらい市陽光台一丁目14番1

(2) 変更した事項

ア 大規模小売店舗の名称

(変更前) カスミみらい平店

(変更後) ピアシティみらい平

イ 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 筑波郡伊奈町(伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業地内253街区-2)

(変更後) つくばみらい市陽光台一丁目14番1

ウ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地1	小 瀨 裕 正

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	つくば市西大橋599番地1	石 井 俊 樹
大和リース株式会社	大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号	森 田 俊 作

エ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(3) 変更の年月日

平成29年3月1日 外

(4) 変更する理由

ア, イ 店舗名称及び所在地変更のため

ウ, エ 設置者及び小売業者変更のため

3 届出年月日

平成30年2月26日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第218号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和 彦

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 株式会社カスミ

代表取締役 石井 俊樹

つくば市西大橋599番地1

(2) 大和リース株式会社

代表取締役 森田 俊作

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアシティみらい平

つくばみらい市陽光台一丁目14番1

(2) 変更しようとする事項

ア 廃棄物等の保管施設の位置

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) ①午前3時～午後9時

②午前8時～午後6時

③午前7時～午後7時

(変更後) ①午前1時～午後9時

②午前8時～午後6時

③午前7時～午後7時

(3) 変更の年月日

ア 平成30年10月27日

イ 平成30年2月27日

(4) 変更の理由

店舗運営計画及び荷さばき車両の運行計画変更のため

3 届出年月日

平成30年2月26日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働観光部中小企業課

茨城県告示第219号

県営七郷中川地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業・農業用排水）については、平成26年3月26日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づき公告する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第220号

平成28年1月5日付けで変更計画を確定した県営七郷中川地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業・区画整理）

については、平成29年3月31日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づき公告する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第221号

平成28年1月5日付けで変更計画を確定した県営七郷中川地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業・農業用道路）については、平成28年3月7日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づき公告する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県告示第222号

土地改良法（昭和24年法律195号）第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業野曾地区（第1換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に対して審査請求することができる。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成30年3月9日から

平成30年4月6日まで

3 縦覧の場所

茨城町役場

茨城県告示第223号

土地改良法（昭和24年法律195号）第89条の2第1項の規定により県営土地改良事業野曾地区（第2換地区）に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に対して審査請求することができる。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成30年3月9日から

平成30年4月6日まで

- 3 縦覧の場所
茨城町役場

茨城県告示第224号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成30年3月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 藤沢荒川沖線
3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員		延長	摘要
		メートル		メートル	
つくば市上境字馬観音1016番20から つくば市東岡字北浦563番5まで	(A) 旧	最大 最小	24.0 8.0	1,664	
つくば市上境字馬観音1016番18から つくば市東岡字北浦563番5まで	(B)	最大 最小	40.8 8.0	1,750	
つくば市上境字馬観音1016番20から つくば市東岡字北浦563番5まで つくば市上境字馬観音1016番18から つくば市金田字二本松墓1597番地先まで	(A) 新 (B)	最大 最小 最大 最小	24.0 8.0 40.8 27.0	1,664 2,140	バイパス一部 区間の新設及 び区域除外

茨城県告示第225号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成30年3月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 野田牛久線
2 供用開始の区間 守谷市松並字沼崎1866番24地先から
守谷市松並字沼崎1877番12地先まで
3 供用開始の期日 平成30年3月19日

茨城県告示第226号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成30年3月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路 線 名 県道 つくば野田線
- 2 供用開始の区間 つくば市花島新田字北原32番78から
つくば市片田字東田109番2まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月26日

茨城県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成30年3月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路 線 名 県道 土浦大曾根線
- 2 供用開始の区間 つくば市上境字馬観音64番5から
つくば市上境字馬観音63番4地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月31日

茨城県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成30年3月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路 線 名 一般国道 125号
- 2 供用開始の区間 結城郡八千代町沼森327番8地先から
結城郡八千代町沼森326番5地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月15日

茨城県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成30年3月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路 線 名 県道 高崎坂東線
- 2 供用開始の区間 常総市国生1239番4地先から
常総市国生1500番4地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月15日

茨城県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成30年3月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 高崎坂東線
- 2 供用開始の区間 結城郡八千代町沼森326番5地先から
結城郡八千代町沼森265番5地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月15日

茨城県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成30年3月8日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 路線名 県道 若境線
- 2 供用開始の区間 猿島郡境町大字上小橋字作兵衛分302番1地先から
猿島郡境町大字上小橋字長五郎分247番6まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月13日

茨城県告示第232号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第3号の規定に基づき、同条第1号及び第2号と同等以上の知識及び技能を有する者として知事が定める受験資格（平成21年2月9日茨城県告示第137号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

第1号中「卒業した後」の次に「(学校教育法(昭和22年法律第26号)による専門職大学の前期課程にあっては修了した後)」を加え、「学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学」を「学校教育法による大学」に改め、「昭和31年文部省令第28号」の次に「又は専門職大学設置基準(平成29年文部科学省令第33号)」を、「昭和50年文部省令第21号」の次に「又は専門職短期大学設置基準(平成29年文部科学省令第34号)」を加える。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自民党茨城県コンクリート製品協同組合支部から訂正の報告があったので、政治団体の収支に関する報告書の要旨（平成29年茨城県選挙管理委員会告示第90号）の一部を次のように訂正する。

平成30年3月8日

茨城県選挙管理委員会委員長 荒川 誠 司

平成28年分政治団体の収支に関する報告書の要旨(1)政党の支部の部の自民党茨城県コンクリート製品協同組合支部

の項中「80,840」を「82,132」に、「44,840」を「46,132」に、「6,440」を「7,732」に改める。

公 告

●都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画用途地域の変更に伴い、結城市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類
用途地域
- 2 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画土地区画整理事業の決定に伴い、結城市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類
土地区画整理事業（結城第一工業団地上山川北部地区土地区画整理事業）
- 2 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画地区計画の決定に伴い、結城市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類
地区計画（結城第一工業団地上山川北部地区）
 - 2 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課
-

●都市計画の図書の縦覧

下館・結城都市計画下水道の変更に伴い、結城市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

下水道（結城公共下水道）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

行方都市計画下水道の変更に伴い、行方市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

1 都市計画の種類

下水道（行方市（麻生処理区）公共下水道）

2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

●入札公告

県有財産（土地）の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成30年3月8日

茨城県知事 大井川 和彦

1 売払財産（土地）

物件番号	土地の所在及び地番	公簿地目	公簿面積（㎡）	予定価格（円）
1	神栖市息栖字登内下2566番3 神栖市息栖字粕内下2569番3	雑種地	167	245,000
2	神栖市柳川字栄松1744番48	雑種地	542	1,220,000
3	神栖市柳川字栄松1744番50	雑種地	397	1,140,000
4	鹿嶋市大字平井字新押合20番14 鹿嶋市大字平井字新押合20番16	雑種地	868	4,810,000
5	神栖市知手字砂漠4678番293	雑種地	356	744,000

2 一般競争入札に参加することができない者

次のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する当該入札に係る契約を締結す

る能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当する公有財産に関する事務に従事する県の職員。

(3) 茨城県暴力団排除条例（平成22年条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、及び次に掲げる暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者。

ア 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者

イ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者（事業者を含む。）

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）

オ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

カ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者（事業者を含む。）

3 入札参加申込書の配布期間及び場所

(1) 配布期間

平成30年3月8日（木）から平成30年3月20日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

(2) 配布場所

水戸市笠原町978番6

茨城県企画部事業推進課

電話 029-301-2756

4 入札参加申込書等の提出期間及び場所

(1) 提出期間

下記7に示す入札書の受領期限の25分前から10分前まで。

(2) 提出場所

神栖市大野原4丁目7番11号

鹿島セントラルホテル 新館2階 竹の間

5 入札書の提出方法

入札書は、持参により提出すること。

6 入札書の提出及び開札の場所

(1) 入札書の提出場所

神栖市大野原4丁目7番11号

鹿島セントラルホテル 新館2階 梅の間

(2) 開札の場所

神栖市大野原4丁目7番11号

鹿島セントラルホテル 新館2階 梅の間

7 入札書の受領期限

物件番号	日 時	
1	平成30年3月22日(木)	正午
2		午後1時
3		午後1時30分
4		午後2時
5		午後2時30分

8 開札の日時

物件番号	日 時	
1	平成30年3月22日(木)	正午
2		午後1時
3		午後1時30分
4		午後2時
5		午後2時30分

9 入札の無効

上記2に示す入札に参加することができない者のした入札、入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

10 入札の回数

入札の回数は、1回とする。

11 落札者の決定方法

予定価格以上の有効な入札を行った者のうち最高額の入札を行った者を落札者とする。

12 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上の金額(1円未満切上げ)を、入札保証金として納付すること。

入札参加者は、現金又は茨城県財務規則第139条第1項第3号に規定する有価証券(銀行振出し小切手に限る。)により、上記7に示す入札書の受領期限の25分前から10分前までの間に、上記4(2)に示す場所において納付すること。

なお、この入札保証金には、利子を付さない。

13 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が県の指定した期日までに売買契約を締結しないときは、落札は無効となり、前記12の入札保証金は、県に帰属する。

14 契約の締結及び売買代金の支払

落札者は、県の示す契約条項により県と売買契約を締結するとともに、売買代金を、県が発行する納入通知書により一括して、県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

15 説明会の日時及び場所

日 時	場 所
平成30年3月15日(木) 午後1時30分	神栖市大野原4丁目7番11号 鹿島セントラルホテル 新館2階 竹の間



(教 育 委 員 会)

●公募型プロポーザル方式に関する公告

公募型プロポーザル方式について、次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成の上、提出されたい。

平成30年3月8日

茨城県教育委員会教育長 柴 原 宏 一

1 入札に付する事項

(1) 件名

プログラミング・エキスパート育成事業参加者トレーニング業務

(2) 業務の内容

別紙「プログラミング・エキスパート育成事業参加者トレーニング業務委託仕様書」

2 参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県への入札参加の制限を受けていない者であること。

(2) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成8年茨城県告示第254号)に基づく物品調達等競争入札参加者資格を有するものであって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類20(コンピュータ関連サービス)に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、次に示す場所に申請すること。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課調度担当

電話 029-301-4875

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づき破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は同条第3号に規定するもの又は次に掲げる者でないこと。

ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者

イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約等を締結している者

オ 暴力団員又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(6) 県税を滞納していないこと。

(7) 中高生を対象とする対面型のIT・プログラミング教育イベントを、年間2件以上開催した実績があること。

(8) 中高生対象のIT・プログラミングの開発を行うワークショップに関して、国又は地方自治体との契約実績が過去3年以内にあること。

(9) オンライン型のIT・プログラミング教育の実績があること。

3 審査方法及び審査項目

(1) 審査方法及び結果の通知

教育委員会内に設置した審査委員会において、下記(2)の評価基準により、企画提案書類及びプレゼンテーションにて審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

ア 業務実施方針及び手法等

(ア) 仕様書等の理解度

(イ) 実施方針及び業務手法の妥当性、的確性、独創性、実現性

イ 会社の業務実績

(ア) 過去の同種又は類似業務の実績

(イ) 情報セキュリティ管理体制

ウ 業務の実施体制

(ア) 業務責任者

a 専門分野等の適切性（専門分野にかかる学識、資格、職歴など）

b 類似性の高い業務の経験（業務経歴）

c その他評価すべき事項（発表論文、取得特許等の状況）

(イ) 実施体制の妥当性

エ 提案内容に比した見積額の妥当性

オ その他

上記の評価内容以外の評価に相当する提案

4 手続きに関する事項

(1) 公募に関する説明書の交付

ア 交付期間

平成30年3月8日（木）から平成30年3月20日（火）まで

イ 交付先

茨城県教育庁学校教育部高校教育課指導グループ（茨城県庁22階北側）

(2) 企画書の提出

ア 提出期限

平成30年3月26日（月）午後5時

イ 提出された企画提案書については、後日ヒアリングを行うことがある。

(3) プレゼンテーションの実施

ア 実施日時

平成30年3月27日（火）午前10時から

イ 実施場所

茨城県庁舎1階 入札室1

ウ 実施時間

説明20分、質疑10分

エ その他

(ア) プレゼンテーションは非公開とする。

(イ) プレゼンテーションは、提出された資料を基に行うこと。追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。

5 その他

(1) 書類の作成に用いる言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

必要

(3) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。

(4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効とするとともに、不利益処分を行うことがある。

(5) その他詳細は説明書による。

(6) 当該公告に基づき生じた権利義務は、茨城県議会において平成30年度当初予算案が否決された場合は効力を失う。

規 程

(企 業 局)

茨城県企業管理規程第 1 号

茨城県企業局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年 3 月 8 日

茨城県公営企業管理者

企業局長 中 島 敏 之

茨城県企業局会計規程の一部を改正する規程

茨城県企業局会計規程（平成 5 年茨城県企業管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第125条第 1 項中第 1 号を削り、第 2 号及び第 3 号を 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 1 号の水道事業会計及び工業用水道事業会計の費用の部勘定科目表中

	<p>営業外費用</p> <p>支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費</p>	<p>金融及び財務活動に伴う費用その他主たる 営業活動に係る費用以外の費用</p> <p>企業債に対する利息 他会計借入金、一時借入金等に対する利息 企業債の元利償還のつと支払う手数料及び 取扱費</p>	を
--	---	--	---

	営業外費用	支払利息 及び企業債 取扱諸費	企業債利息 借入金利息 企業債 手数料及び 取扱費 水資源機構 利息 リース債務 利息	金融及び財務活動に伴う費用その他主たる 営業活動に係る費用以外の費用 企業債に対する利息 他会計借入金、一時借入金等に対する利息 企業債の元利償還のつど支払う手数料及び 取扱費	に改める。
--	-------	-----------------------	---	---	-------

別表第 1 号の水道事業会計及び工業用水道事業会計の流動資産の部勘定科目表中

貯 蔵 品	消 耗 品 薬 材 品 料			いまだ使用に供されていない材料及び薬 品又は取得価額が10万円未満の工具、器 具備品及び消耗品（固定資産の建設、改 良に使用するため取得されたもので建設 仮勘定に属するものを除く。）	を
-------	------------------	--	--	---	---

貯 蔵 品	消 耗 品 材 料			いまだ使用に供されていない材料又は取 得価額が10万円未満の工具、器具備品及 び消耗品（固定資産の建設、改良に使用 するため取得されたもので建設仮勘定に 属するものを除く。）	に改める。
-------	--------------	--	--	---	-------

付 則

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 3, 150円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)